

**令和7年度
佐伯市健康づくり推進協議会**



《日時》 令和8年2月5日(木) 午後5時～

《場所》 佐伯市役所 本庁舎6階 第2委員会室

令和7年度 佐伯市健康づくり推進協議会

次 第

- 1 開会
- 2 委員及び職員の自己紹介
- 3 会長及び副会長の選出
- 4 議事
 - 議題1 令和6年度事業報告について
 - 議題2 令和7年度重点事業について
 - 議題3 第3期佐伯市健康づくり計画中間評価について
 - 議題4 その他
- 5 閉会

令和7年度 佐伯市健康づくり推進協議会委員名簿

(任期 令和7年度～令和8年度)

NO	氏名	役職名	備考
1	島村 康一郎	佐伯市医師会長	
2	麻生 隆太	佐伯市歯科医師会長	
3	宮崎 正豊	佐伯市区長会連合会長	
4	河原 修仁	佐伯市社会福祉協議会長	
5	泥谷 佳世子	佐伯市主任児童委員代表	
6	山口 信二	佐伯市老人クラブ連合会長	
7	高司 久美代	佐伯市食生活改善推進協議会長	
8	川野 典子	佐伯商工会議所女性会長	
9	林下 陽二	大分県南部保健所長	
10	宗岡 功	佐伯市教育長	
11	足利 光保	佐伯市校長会（健康づくり推進協議会担当・本匠小）	
12	加藤 壮二	佐伯市福祉保健部長	

12名順不同〈敬称略〉

	中元 秀彦	健康増進課 課長	事務局長
	神田 弘子	健康増進課 課長補佐兼総括主幹	
	池田 真愉美	健康増進課 課長補佐兼総括主幹	
	大前 奈保子	健康増進課 総括主幹	
	南 由美子	健康増進課 総括主幹	
	廣瀬 弘昌	健康増進課 主事	
	野村 あかり	こども福祉課 総括主幹	

○佐伯市健康づくり推進協議会要綱

平成 17 年 7 月 20 日

告示第 127 号

(設置)

第 1 条 佐伯市民を対象とした生涯を通じた健康づくり運動を関係団体が一体となって総合的に推進するため、佐伯市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりのための企画及び立案に関すること。
- (2) 市民の健康づくりのための啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 保健活動地区組織の育成に関すること。
- (4) 各種関係団体相互間の調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか健康づくり運動に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・教育・保健関係者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 佐伯市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員は、前項に規定する役職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命又は委嘱されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて説明を受け、意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

4 会議は、年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第2次佐伯市総合計画 …(H30～R9年度)

保健医療福祉…健康で安心して暮らせる共生社会の創生

●健康増進・こども福祉課母子班

(1)地域医療と健康増進の充実

- 医療従事者の確保・養成
- へき地医療の維持
- 健康づくりの推進
- 自殺予防対策の推進

(2)地域で支える福祉活動の推進

- 地域共生社会の実現
- 障がいのある人の自立と社会参加促進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進

(3)子どもたちが健やかに育つまちづくり

- 幼児教育・保育環境の充実
- 子育て世代の負担軽減の取組
- 子育て支援の取組
- 妊娠からの健康づくりの推進
- 男女の出会いや交流の促進に向けた取組

第3期佐伯市健康づくり計画 (さ～いきいき健康21)…(R3～11年度)

基本方針: 社会保障制度が持続可能なものとなるよう、健康増進の総合的な推進を図る

基本目標	現状(H26～30年平均)	R7(R1～R5年平均)	伸び	目標(R11)	平均寿命の伸び(R2→R7)
健康寿命(到達者年齢)の延伸	男性79.8歳 女性85.0歳	男性79.67歳 女性84.16歳	▲0.15歳 ▲0.87歳	平均寿命の伸びを上回る 到達者年齢の延伸	男性 0.33歳 女性▲0.14歳

目標項目	0歳		1歳		3歳		5歳		7歳		13歳		16歳		18歳		20歳		30歳		40歳		65歳		75歳			
	妊娠期	出生	乳児期		幼児期		小学生	中学生	高校生	成人						前期高齢者	後期高齢者											
目標項目		◇乳幼児健診受診率の増加 ◇全出生児中の低出生体重児の割合の減少 ◇朝食を毎日食べる子どもの割合の増加 ◇早寝早起きの生活リズムがとれている子どもの割合の増加																										
保健事業	母子健康手帳の交付 妊婦相談 妊婦健康相談 妊婦健康相談 妊婦健康相談 R7新	出生届 産婦健診 未熟児養育医療給付 1か月児健診 乳児家庭全戸訪問 産後ケア事業 のびのび教室 乳児健康診査 (3回) 1歳6か月児健診 3歳児健診 5歳児発達相談会 学校保健																										
医療・体制	子宝支援事	出産育児一時																										

令和7年度 佐伯市健康増進課・重点事業について

第2次佐伯市総合計画・・・(H30～R9年度)

保健医療福祉・・・健康で安心して暮らせる共生社会の創生

(1)地域医療と健康増進の充実

- 医療従事者の確保・養成
- へき地医療の維持
- 健康づくりの推進
- 自殺予防対策の推進



(2)地域で支える福祉活動の推進

- 地域共生社会の実現
- 障がいのある人の自立と社会参加促進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進



(3)子どもたちが健やかに育つまちづくり

- 子育て世代の負担軽減取組
- 幼児教育・保育環境の充実
- 子育て支援の取組
- 妊娠期からの健康づくりの推進
- 男女の出会いや交流の促進に向けた取組

第3期佐伯市健康づくり計画(さ～いきいき健康21)・・・(R3～11年度)

基本方針: 社会保障制度が持続可能なものとなるよう、健康増進の総合的な推進を図る

目標項目	R2(H26～30年平均)	R7(R1～R5年平均)	延び	目標(R11)	平均寿命の延び(R2→R7)
健康寿命(お達者年齢)の延伸	男性79.82歳 女性85.03歳	男性79.67歳 女性84.16歳	▲0.15歳 ▲0.87歳	平均寿命の延びを上回る お達者年齢の延伸	男性 0.33歳 女性▲0.14歳

母子保健(R7年度～主はこども福祉課母子保健係)

- 基本的な生活習慣の定着による妊娠期からの子どもの健康づくり

1. 正しい生活習慣・生活リズムの必要性についての知識の普及啓発

- ・妊婦相談(母子健康手帳交付時の保健指導等)の充実
- ・乳幼児健診、のびのび教室、相談、家庭訪問等での保健指導及び栄養指導の充実

2. 妊産婦と乳幼児の健康増進及び保護者の育児支援のための環境整備

- ・こども家庭センターの体制整備と妊娠期からの切れ目ない支援の充実
- ・母体の健康を守るための支援の充実(妊婦・多胎妊婦・産婦健診の推進)
- ・乳幼児健診の充実
- ・乳幼児の発達支援(巡回相談・5歳児発達相談・幼児精密検査)
- ・妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない子育て支援、伴走型相談支援及び経済的支援の一体的実施(子育て世代包括支援センター・すくすく相談・産後ケア事業)

3. むし歯予防のための事業の推進

- ・妊娠期からの歯の健康増進(妊婦歯科健診)
- ・保健師、歯科衛生士、管理栄養士等による歯科・栄養指導の充実(乳幼児健診・のびのび教室等)
- ・フッ化物の活用の推進(フッ化物塗布無料券交付)

老成人保健

- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

1. 若い世代からの健康づくり

- ・健康づくりに関する普及啓発と環境整備の強化
- ・ターゲットを絞った発症予防の取組
- ・20歳30歳への歯周病検診の拡大

2. がん検診の受診率の向上

- ・受診しやすい健診体制の整備
- ・がん検診の普及啓発
- ・精密検査未受診者の受診勧奨の徹底

3. 第3期データヘルス計画の推進(R6～R11)

- ①特定健診の受診率の向上
 - ・ターゲットを絞った未受診者対策
- ②特定保健指導率の維持
 - ・アウトカム評価の導入に伴う保健指導の質の向上
- ③高血圧・糖尿病関連腎臓病等、重症化予防への取り組み
 - ・対象者を明確にした保健指導(健診・レセプトデータの活用)
 - ・保健指導の質の向上
 - ・かかりつけ医や専門医等関係機関との連携の推進

4. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進

- ・分析結果に基づき、対象者を明確にした保健指導
- ・庁内外の関係機関等との情報共有や連携した保健事業実施

健康医療の推進

- 地域医療の充実

1. 医療従事者の確保

- ・医師会等と連携した医師確保の要望活動

- 予防接種事業の推進

1. 予防接種体制の確保

- ・接種協力医療機関との連携
- ・適正かつ円滑な予防接種を実施する